

仕様書

1 件名

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動試行事業実施委託

2 目的

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。また、これまでの部活動は教師の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間労働の一因となっている現状がある中、国では公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、部活動改革を進めている。

本区でもこれらの社会的情勢を踏まえて、部活動改革を進めていく必要がある。本業務は、休日（土曜日・日曜日・祝日）の部活動を「地域クラブ活動」として学校外の団体に委託することで、生徒・保護者及び教師への効果・影響を調査するとともに、段階的な地域移行を進めるために実施するものである。

3 委託期間

契約確定日の翌日（令和7年7月1日予定）から令和8年3月31日

4 履行場所

江東区教育支援課（以下「区」という）が指定する場所

5 年度ごとの支払い上限額

令和7年度 18,000,000円（税込）

項目ごとの上限額（税抜）

うち事務局人件費	: 7,000,000円
指導料	: 6,000,000円
指導者交通費	: 900,000円
事務局交通費	: 300,000円
研修経費・事務費	: 670,000円
法人管理費	: 項目ごとの提案額の合計10%以内

令和8年度 15,500,000円（税込）

項目ごとの上限額（税抜）

うち事務局人件費	: 5,000,000円
指導料	: 6,000,000円
指導者交通費	: 900,000円
事務局交通費	: 300,000円
研修経費・事務費	: 660,000円
法人管理費	: 項目ごとの提案額の合計10%以内

なお、令和8年度分の本業務の実施及び予算額については、令和8年度第1回区議会定例

会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることもある。

6 委託金の支払

受託者は、毎月の指導等終了後、当月分の指導にかかる報告書を区に提出する。区は、検査を行い、合格後、受託者の請求により各月の委託金を支払うこととする。

なお、その年度における全ての活動終了後、委託金に残額が生じた場合は、契約変更を行い精算することとする。

7 対象校及び対象部活動

本業務における対象校及び対象部活動は別表1のとおりとする。

8 委託業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) 地域クラブ活動運営業務

受託者は、休日の地域クラブ活動の運営を担うため、以下の業務を遂行する。

① 指導者の確保及び配置

各校のモデル部活動につき指導者を1名確保し、配置すること。なお、指導者の選定にあたっては、事前に学校長や顧問とヒアリングを行い、現場の要望に応じたスタッフの確保に努めること。

また、指導者は固定することが望ましいが、学校長や顧問の要望等により複数人でローテーションを組んでも差し支えない。また、指導開始後においても、学校や顧問から指導者の交代要望があった際は可能な限り対応を図ること。

② 活動内容の確認

各校で実施している地域クラブ活動を定期的に巡視し、指導内容の確認に努めること。

③ 生徒、保護者及び学校等との連絡調整

受託者は、区の指定する連絡用ツール（「すぐーる」）を使用し、活動日の連絡及び生徒の出欠連絡管理を行うほか、地域クラブ活動に関する生徒・保護者からの問い合わせに対応するものとする。また、活動時間中のトラブル（怪我や事故、生徒同士のトラブルなど）について、緊急時の対応方法を作成のうえ、関係者と共有し、緊急時に必要な措置を行うこと。

④ 指導者に対する研修業務

受託者は、指導開始前に、指導者に対して安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。また、指導開始後においても、指導者の育成に努めること。

⑤ 報告書の作成

各回の地域クラブ活動終了後、速やかに活動報告を関係者間に共有するほか、毎月の活動報告を区へ提出する。

⑥ 持続可能な仕組みづくりの検証

受託者は、江東区の実情に応じた持続可能な仕組みづくりを提案するために、以下の項目について検証を行い、地域クラブ活動を運営する。

- ・学校及び地域の各団体との連携及び体制構築に関する提案及び検証
- ・財源確保の提案及び検証

(2) 会議及び説明会運営サポート業務

① 保護者及び生徒向けの説明会の開催

モデル部活動の保護者を対象として、区と連携し、活動の趣旨や運営方法等の説明会を開催すること。

② 区が実施する会議体への協力

区が必要とする場合、区の実施する各種会議体へ同席すること。

(3) 東京都の補助制度を活用して事業を実施するため、補助金申請に必要な書類、資料提出へ協力すること。

(4) その他、教育委員会と受託者が協議により必要と認めた業務

9 地域クラブ活動実施要件

受託者は、原則として「江東区立学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」の休日部活動の実施に関する事項に準拠し、本業務に取り組むものとする。

その他、実施にあたっては以下の点に留意するものとする。

(1) 活動場所

対象校施設を利用することを原則とする。対象校施設以外の施設等を使用する場合には、移動や施設利用に関する費用等について、受注者と保護者と協議し、理解を得た上で実施する。また、移動に関する安全配慮等についても徹底すること。

(2) 活動日

指導者の確保及び保護者に対する必要な説明を終えて、準備が整ったモデル部活動から地域クラブ活動を開始すること。また、開始時期などについては区及び学校長と連携を図り決定すること。

なお、活動日の設定にあたっては、モデル部活動の顧問等と連携して行う決めることとし、各年度の最大実施回数は25回とすること。

(3) 指導実施困難が見込まれる場合の対応

活動日決定後であっても、指導者の体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行など）は、受注者の判断で活動を中止することができる。なお、その際は連絡用ツールなどを用い、区及び指導者、学校・保護者へも情報共有を図るものとする。

(4) 活動参加者

原則としてモデル部活動在籍生徒のうち、本事業への参加を希望する生徒とする。なお

学校長の要望等により、他校の同種目部活動との合同活動や、自校に同種目の部活動がない生徒の参加を可能とすることは差し支えない。

(5) 学校との連携

学校施設の借用や、顧問との連絡調整については、受託者が行うものとし、施設を使用する際のルール等については、学校の要望を聞き、参加者にルール等を十分周知し、管理を行うこと。

(6) 緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受託者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し区へ提出すること。

(7) 保護者が負担する費用

原則として本事業において参加費は徴収しないが、活動に際してやむを得ず保護者が負担する費用については、契約時点で受託者と区及び学校長が協議して定めることとし、契約締結後においては、受託者と区及び学校長で協議して決めること。

(8) 問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、保護者及び対象校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

(9) 業務の完了

本業務の完了は、提出された報告書等を区が確認し、完了検査に合格したときとする。

また、業務完了後に受託者の責めによる不備等が発見された場合、区が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受託者の責任において行うものとする。

(10) 守秘義務

個人情報の取扱いについては、別紙特記条項によるものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

業務の一部を第三者に委託する場合は、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、予め書面により区に申し出て、区の承諾を受けること。また区の承諾を受けて本業務の一部を第三者に委託する場合は、全て受託者の責任において行うものとし、本業務に関して受託者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が負担するものとする。

(12) 損害の賠償

受託者は本業務の履行中に生じた諸事故等により、区及び第三者に損害等を与えた場合は、受託者が責任を負うこと。ただし、その損害のうち江東区の責めに期すべき理由により生じたものは区の負担とする。

(13) 疑義

委託業務実施にあたり疑義が生じた場合は、担当者と協議する。

10 担当

江東区教育委員会事務局教育支援課部活動改革推進担当 TEL03-3647-9307

別表 1

No	学校名	所在地	モデル部活動
1	深川第一中学校	森下 4 - 9 - 22	バスケットボール部
2	深川第二中学校	冬木 22 - 10	サッカー部
3	深川第三中学校	越中島 3 - 7 - 1	剣道部
4	深川第四中学校	千石 1 - 12 - 12	ソフトテニス部
5	深川第五中学校	豊洲 4 - 11 - 18	吹奏楽部
6	深川第六中学校	平野 3 - 6 - 13	卓球部
7	深川第七中学校	毛利 1 - 14 - 1	バスケットボール部
8	深川第八中学校	塩浜 2 - 21 - 14	女子バレーボール部
9	有明中学校	有明 2 - 10 - 1	ハンドボール部
10	辰巳中学校	辰巳 1 - 10 - 57	卓球部
11	東陽中学校	東陽 2 - 1 - 8	サッカー部
12	亀戸中学校	亀戸 9 - 2 - 2	バドミントン部
13	第二亀戸中学校	亀戸 4 - 51 - 1	男子バスケットボール部
14	第三亀戸中学校	亀戸 1 - 12 - 10	陸上競技部
15	大島中学校	大島 8 - 12 - 22	ソフトテニス部
16	第二大島中学校	大島 3 - 27 - 18	バドミントン部
17	大島西中学校	大島 4 - 1 - 23	男子バスケットボール部
18	砂町中学校	北砂 6 - 16 - 28	ソフトテニス部
19	第二砂町中学校	東砂 8 - 10 - 9	バドミントン部
20	第三砂町中学校	南砂 3 - 10 - 3	卓球部
21	第四砂町中学校	北砂 5 - 20 - 17	バドミントン部
22	南砂中学校	南砂 2 - 3 - 20	バドミントン部
23	第二南砂中学校	南砂 1 - 2 - 18	体操部
24	有明西学園 (後期課程)	有明 1 - 7 - 13	バドミントン部